

運動部活動における制限緩和に係る方針

<活動制限緩和の予定>

段階	期日
緊急事態宣言解除	5月14日(木)
分散登校終了予定	5月29日(金)
部活動時間の上限を 平日3時間、週休日4時間実施	5月23日(土)から
県内に限り複数校による合同練習実施可	

<活動内容についての留意点>

- ・感染防止対策を十分に行うとともに、生徒の体調に十分配慮して活動する。
- ・活動は、新しい生活様式に則って実施する。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合は、活動に参加させない。
- ・競技ごとの活動(練習)については、中央競技団体からの活動方針やガイドラインに則って活動すること。
- ・コンタクトスポーツ(柔道、剣道、相撲、なぎなた、レスリング、ラグビー、ボクシング、空手、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、フェンシング等)において、中央競技団体が対人的活動の実施を認めている場合は、県外へ過去2週間行っていないこと、かつ2週間発熱や風邪の症状がない場合のみ可能とするとともに、活動の前後だけでなく、活動中も適宜手洗い又は、手指等の消毒を行う。他の種目についても、必要に応じて行う。
- ・部活動時間については、準備・休憩・片付けを含めた時間とする。
- ・休養日については、必ず週休日のどちらかを1日を休養日とする。
- ・合同練習を実施する場合は、別紙「大会への参加及び大会実施におけるガイドライン(案)」を参照の上、実施する。

<活動実施についての留意点>

- ・必ず月ごとの活動計画を作成し管理職の了解を得て活動し、実績報告を作成し管理職へ提出する。
- ・計画の作成については、「鳥取県運動部活動に関する方針」、本方針及び「学校の部活動方針」に則って作成する。
- ・管理職は、活動時間や休養日が遵守できない場合や、感染防止対策が不十分な部については指導を行い、改善が見られない場合は活動を許可しない。

<合同練習についての留意点>

- ・実施は、県内のみとする(合宿、県外遠征は禁止とする)
- ・合同練習会場への移動は、活動時間に含めない。
- ・合同練習における移動手段については、管理職の了解を得ること。

◎上記の方針は、現時点でのものであり今後の新たな情報等により随時見直しを行います。